

# 自分の身は自分で守る！ みんなの町はみんなで守る！ 9月1日(日)は開成町防災訓練

環境防災課 ☎84-0314



子どもたちも土のう作り (昨年の防災訓練の様子)

今年3月に、東日本大震災の経験や教訓を生かし、国の防災基本計画、神奈川県地域防災計画などの整合を図り、開成町地域防災計画を見直しました。

町の防災訓練では、地域防災計画の基本方針である「減災」をテーマに地域防災力を向上させるため、地域防災計画の実効性を検証します。

◎地震被害想定  
9月1日(日)の午前8時に神奈川県西部を震源とする大規模な地震が発生したという想定です。町防災行政無線で地震発生をお知らせします。



◆いつせい防災行動訓練 (シェイクアウト訓練)  
いつせい行動訓練では、8時の地震発生の放送を受けて、住民の皆さんは、各家庭などで、「姿勢を低くする」「身を守る」「揺れが収まるまで動かない」などの安全確保行動を1分間行ってください。



- ①ドロップ/まず低く!
- ②カバー/頭を守り!
- ③ホールド・オン/動かない!

いつせい防災行動訓練の後、身の回りの点検をし、各組や自主防災会の訓練に参加してください。

◆住民参加型訓練  
①個人、家庭、地域での訓練  
「自分の身は自分で守る」

という住民の皆さん一人一人が「自助」の意識を持って訓練に参加

【実施例】  
・安否確認  
・火の元、ブレーカーの確認  
・非常持出品の確認  
・家屋の点検

②自主防災会での訓練  
「みんなの町はみんなで守る」という「共助」の意識を持って自主防災訓練に参加

【実施例】  
・地域避難所運営訓練  
・災害時要援護者対応訓練  
・消火器、消火栓、バケツリレーなどによる消火訓練  
・三角巾による応急救護訓練

◆町災害対策本部及び防災関係機関連携訓練

- ①町災害対策本部訓練
  - ・初動体制の早期確立訓練
  - ・情報収集、受伝達訓練
  - ・庁舎管理訓練
- ・広域避難所開設、運営訓練
- ②災害関係機関連携訓練
  - ・消防団による消火訓練、救出救助訓練指導
  - ・小田原市消防本部による訓練車両派遣訓練
  - ・企業との災害情報伝達訓練
  - ・滞留者情報等伝達訓練

## 中学生全員が参加

今年度から、「地域社会と連携した防災教育の推進」をテーマに文命中学校の全生徒が、各自自主防災会の訓練に参加することになりました。

これまで、町では中学生を昼間に地震などの災害が発生した場合の重要な戦力として位置づけ、各自自主防災会の防災訓練への積極的な参加を要請し、170人近い生徒の皆さんが参加してきました。

今回、学校などの全面的な協力により、「総合的な学習」の一環で全生徒が、防災訓練に積極的に参加し、体験



消火訓練に中学生も参加 (昨年の防災訓練の様子)

することで災害時に自分の身の守り方や助け合いの精神を学び、地域の中で活動できる生徒を育成することを目的としています。

## 防災体制の充実

今回の防災訓練では自主防災会、消防団、3月末に広域化を開始した小田原市消防本部、警察署や学校、町内の企業など様々な関係機関と連携をすることで、災害が発生したときでも効果を高めていきます。

## 被害を最小限にするために

地震などの自然災害をなくすことはできませんが、私たちがそれぞれの分野で、できる範囲で災害に備えることによって被害を減らすことは可能です。

防災訓練では、発生する災害に備えて、防災知識を得たり、訓練を体験したりすることで、いざというときに、住民の皆さん自身と家族などたいていせつな方の命を守ることにつながります。

## 上島自主防災会の取り組み



上島自主防災会 防災安全部長 井上光明さん

上島自主防災会の特徴は、町防災訓練のとき組単位で午前8時に組員が全員集合して組内の安否確認と要援護者を確認し、個人・組防災チェック表及び非常時要援護者安否確認実施報告書を自主防災会本部に提出することにあります。

上島自治会では、平成19年11月13日に火災が発生したことをきっかけに、この日を「上島防災の日」として毎年、町指定の災害時用井戸の確認と給水を行っています。

また、3月と7月のかいせいくリーンデーの終了後には、全員で消火栓の確認を実施します。

災害はいつ発生するかわかりません。いざというときのために、毎年、同じ内容の防災訓練にならないように一つでも新しい事業を取り入れていきたいと思えます。

## 役場庁舎整備は耐震性が不足しています

役場庁舎は、町民など多くの方が利用する公共施設であるとともに、東日本大震災のような大規模な災害が発生したときには、復旧活動や救援活動にあたる防災拠点として十分な耐震性や安全性が求められる施設です。

昭和45年に竣工した現庁舎は、老朽化が著しくなっています。災害への対応力を強化するため、耐震性を確保した災害応急活動の拠点施設として整備する必要があります。

☎ 財務課 ☎84-0322

災害時には災害対策本部 大きな災害が発生した場合、役場庁舎内に町長を本部長とする災害対策本部を設置します。

災害対策本部では、災害情報を収集し、その情報を町民などに正確に伝える必要があり、現役場庁舎自体の耐震性は十分ではありません。

## 庁舎整備の必要性

現役場庁舎の耐震診断の結果では、防災拠点として良好とはいえず、大きな災害があった場合、その機能が果たせない可能性があります。

そのため、災害対策本部は、被害状況により、役場庁舎に設置できない場合には、町民センターに代替え



昭和45年竣工の現役場庁舎

設置します。しかし、防災拠点の役割を担うためには、災害時に必要な通信設備などは備わっていません。

このため、早期に役場庁舎整備の対応が必要となっています。第五次総合計画では、平成30年度整備を予定しています。